

① 件名
放課後児童クラブの新設及び増設について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 北上地域においては、東日本大震災後、小学校を1校に統合したが、余裕教室が無いことから放課後児童クラブの開設を見送り、北上にっこり地区拠点施設整備事業計画の中で平成32年4月に開設を予定していた。しかし、震災後、地域を取り巻く家庭環境の変化、両親の就労形態の多様化などにより、放課後児童クラブの開設の要望が高まっている。 渡波地区放課後児童クラブについては、現在、余裕教室2室を利用し、児童数の上限である70人定員で実施しているが、待機児童が発生している状況にある。
【目的】 共働き家庭など留守家庭の児童に発達段階に応じた遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 放課後児童健全育成事業実施要綱（平成10年4月 厚生省児童家庭局長通知） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号） 放課後児童クラブ運営指針（平成27年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 石巻市放課後児童クラブ条例（平成17年4月1日条例第146号） 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第38号）
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成26年12月 放課後児童クラブ条例の一部改正（利用対象を4年生から6年生に拡大） 平成29年 1月 平成29年度における放課後児童クラブ利用希望数確定 5月 北上地区放課後児童クラブ開設についての保護者へのアンケートの実施 （平成30年度から利用希望児童数：17名）
⑤ 主な内容
【新規設置する放課後児童クラブ】 名称：北上地区放課後児童クラブ 位置：石巻市北上町橋浦字大須215番地（北上保健医療センター内） 定員：30人 ※北上地区放課後児童クラブについては、北上にっこり地区に平成32年度開設を予定しているため、臨時的な設置とする。

【名称及び定員を変更する放課後児童クラブ】

	現 行	改 正	
名称	渡波地区放課後児童クラブ	渡波地区第一放課後児童クラブ	渡波地区第二放課後児童クラブ
位置	石巻市渡波町一丁目5番2号	石巻市渡波町一丁目5番2号	石巻市渡波町一丁目5番2号
定員	70人	39人	39人

※位置は変更せず、余裕教室2室の使用についても変更はない。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

環境面が整備されることにより、放課後児童の健全育成が図られる。

【市財政への負担】

・北上地区放課後児童クラブ

	費用（見込）	備考
開設費用（平成29年度）	1,069,000円	備品購入費等
運営費（平成30年度）	4,600,000円	補助額 2,770,000円

・渡波地区放課後児童クラブ

		費用（見込）	備考
開設費用（平成29年度）	渡波地区第一放課後児童クラブ 渡波地区第二放課後児童クラブ	1,100,000円	備品購入費等
運営費（平成29年度）	現行 渡波地区放課後児童クラブ	10,113,000円	補助額 1,987,000円
	渡波地区第一放課後児童クラブ 渡波地区第二放課後児童クラブ	10,180,000円	補助額 5,740,000円

※指導員については、現指導員7名で対応する。

※児童クラブを分割することにより、利用児童数の増加と補助金の増額が見込まれる。

なお、運営費については国及び県からそれぞれ1/3の補助金が交付される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年 9月 市議会第3回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正を提案
 （渡波地区放課後児童クラブ：平成29年10月1日施行予定、
 北上地区放課後児童クラブ：平成30年4月1日施行予定）
 10月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則を改正
 （渡波地区放課後児童クラブ：平成29年10月1日施行予定、
 北上地区放課後児童クラブ：平成30年4月1日施行予定）

⑨ その他